



鳥取県公報

平成18年 1月10日(火)
第 7 7 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の廃止 (1) (中部総合事務所福祉保健局)	1
	土地改良区の役員の住所の変更 (2) (中部総合事務所農林局)	1
	生産事業者の登録 (3) (〃)	2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2件) (4・5) (西部総合事務所県民局)	2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (6) (協働推進室)	3
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (7) (東部福祉保健局)	4
	結核予防法による医療機関の指定 (8) (鳥取保健所)	4
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (9) (景観まちづくり課)	4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (10) (経済交流課)	4
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (11) (経営支援課)	5
	土地改良法による換地処分 (2件) (12・13) (耕地課)	6
	保安林の指定施業要件の変更予定 (14) (森林保全課)	6

告 示

鳥取県告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 1月10日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	デイサービスセンター ウィステル	倉吉市山根43	通所介護	平成17年11 月30日

鳥取県告示第2号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員の住

所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 1月10日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

理 事	河 野 俊 一	変 更 前	東伯郡北栄町穂波273
		変 更 後	東伯郡北栄町穂波284

鳥取県告示第3号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 1月10日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
中生 - 1	山本敏枝	倉吉市福光277	種穂の採取並びに幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	山本林業苗圃	倉吉市福光

鳥取県告示第4号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年2月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成17年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人米子ボート協会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大塚 寿史

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市二本木535 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県米子市を中心とした地域住民に対して、ボート及びボート競技の普及、技能向上に関する事業を行い、健全な心身の発達を図るとともに、ボート競技の発展に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第5号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年2月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成17年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

清水 昭允

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市東福原一丁目 1 - 45

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者小規模作業所及び障害者支援事業所等（以下「作業所等」という。）に対して、経済活動を活性化、並びに障害者の就労、収入の増及び魅力ある社会づくりに関する事業を行い、障害者の自立及び社会参加に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第6号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年2月14日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成17年12月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人EASEフットボールクラブ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

寺坂 靖史

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町東一丁目117 - 3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県におけるサッカー及びフットサルの普及と振興を目指し、地域住民との係わりを密にして、老若男女を問わず生涯スポーツとしてのサッカー及びフットサルを楽しめる環境の整備・提供、健全な子どもたちの育成及び優秀な選手・指導者・審判員の育成を行い、誰もが係わることができ、子どもたちの憧れとなるクラブづくりをすすめることを目的とする。

鳥取県告示第7号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年 1月10日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	グループホームよっこらしょ	鳥取市用瀬町安蔵1013 - 4	地域生活援助	平成18年 1月1日

鳥取県告示第8号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 1月10日

鳥取県鳥取保健所長 吉 田 良 平

名 称	所 在 地	指定年月日
アイ・プラス薬局 叶店	鳥取市叶289 - 2	平成17年12月 1日
まつだ内科医院	鳥取市叶284 - 1	平成17年12月 8日

鳥取県告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、米子市、境港市及び日吉津村から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第10号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成18年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

PLANT - 5 境港店
境港市竹内団地276

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

変更後 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前8時30分から午後10時30分まで

変更後 午前6時30分から午後10時30分まで

3 変更年月日

平成17年12月20日

4 届出年月日

平成17年12月13日

5 縦覧に供する書類

変更届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成18年 1月10日から 4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部通商課

8 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第11号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地

財団法人こおげ農業公社
八頭郡八頭町宮谷200 - 1

- 2 変更承認年月日
平成17年12月22日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業

鳥取県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区北村工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区高路工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第14号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷378の1から378の5まで、378の8、378の12から378の33まで、378の36、378の38から378の46まで、380の1、380の3から380の24まで、大字西宇塚字大畑谷1188の1から1188の25まで、1188の29から1188の33まで、1188の38から1188の109まで、大字大背字岡ノ奥1351の17から1351の35まで、字クビキレ1445の1から1445の11まで、1447から1452まで、字大蔵1453の1から1453の3まで、1454から1456まで、1458の1から1458の34まで、字小屋ノ谷1460から1462まで、1463の2から1463の6まで、大字口波多字ミソギ779の1、779の2、780、781、782の1、782の2、783、大字波多字深山634、637、638、643、644の1、645、646の1、646の3から646の7まで、649の1から649の3まで、字芦谷653の1から653の5まで、字立置654の1から654の3まで、654の5から654の7まで、字入住ゴウトウ655の1から655の4まで、字深タハ656、字北谷659の1から659の3まで、字フチカ谷660の1から660の3まで、字マタケ546の2、548の1、549、551、552の1、552の2、553から555まで、556の1、556の3、557、560、561、562の1、563、字孫谷601から603まで、606、607、字ザコウ谷612、612の1、616の1、616の3から616の8まで、616の12から616の18まで、616の20、字ウバガ谷619、620、621の1、623、624、627、630、631

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

